

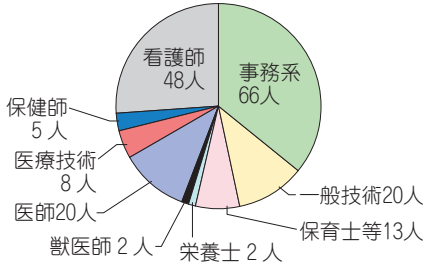
2011年度人事行政の運営等の状況の公表

〈1〉 職員の任免及び職員数に関する状況

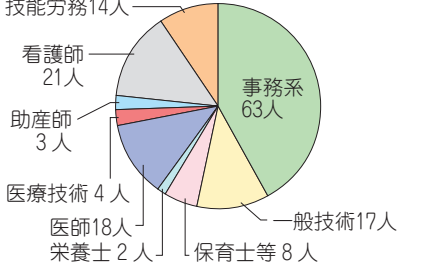
（1）任免の状況

2011年度における新規採用者数並びに職種別及び事由別退職者数は、次のとおりです。

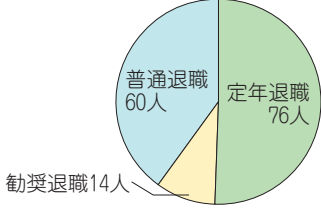
①職種別採用者数（合計184人）



②職種別退職者数（合計150人）

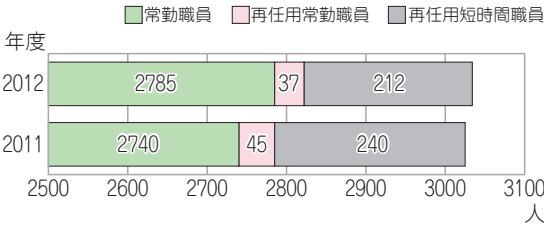


③事由別退職者数（合計150人）



定年退職…60歳に達する日以後の最初の3月31日に退職  
勤奨退職…一定の年齢及び勤続年数以上の者に希望を募る定年前の早期退職  
普通退職…自己都合などによる退職

（2）職員数に関する状況（各年度4月1日現在）



職員数には、東京都から地方自治法により町田市に派遣されている職員、及び公益法人派遣法により派遣している職員、並びに市費負担の指導主事等を含み、南多摩斎場組合などの一部事務組合への派遣者などは除いています。

なお、2013年度に開催する国体の準備や市民病院の看護体制の維持、その他業務の増加などに伴い、職員数が増加しています。

〈2〉 職員の給与の状況

（2011年度決算額 職員数は、2011年4月1日現在）

| 区 分             | 職員数<br>(A) | 給 料       | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計（B）       | 一人当たりの<br>給与費(B/A) |
|-----------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|--------------------|
| 一般事務・<br>一般技術   | 1821人      | 70億2370万円 | 28億225万円  | 28億3967万円 | 126億6562万円 | 696万円              |
| 医療職(医師<br>等を除く) | 526人       | 17億3981万円 | 8 億1105万円 | 6 億8243万円 | 32億3329万円  | 615万円              |
| 技能労務職           | 324人       | 13億5508万円 | 4 億4774万円 | 5 億5574万円 | 23億5856万円  | 728万円              |

職員手当（地域手当、管理職手当、扶養手当など）には、退職手当は含みません。

〈3〉 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間・休憩時間の状況

職員の勤務時間については、条例等により次のように定められています。

| 勤 務 時 間            |            |             | 休憩時間               |
|--------------------|------------|-------------|--------------------|
| 勤務時間               | 始業時刻       | 終業時刻        |                    |
| 1 週間あたり<br>38時間45分 | 午前 8 時30分  | 午後 5 時15分   | 正午から午後 1 時までの 1 時間 |
|                    | 午前 8 時20分※ | 午後 5 時 5 分※ |                    |

※2012年7月9日から始業・終業時間を、一部の部署を除き変更しました。

（2）休暇制度の概要

職員に付与される年次休暇は、1 年度につき20日となっています。年次休暇以外の休暇等については、次のようなものがあります。

| 種 類              | 付与日数、期間等                                                                               |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 公民権の行使<br>骨髓移植休暇 | 必要な時間<br>必要な日数                                                                         |
| ボランティア休暇         | 1 年度に 5 日まで（東日本大震災の被災地等での活動は 7 日まで）                                                    |
| 忌引               | 配偶者10日、父母・子 7 日、祖父母・兄弟姉妹 3 日、おじおば 2 日 等<br>連続する 7 日以内（週休日等を含む）                         |
| 結婚休暇             | 連続する 2 日の範囲内                                                                           |
| 生理休暇             | 妊娠23週までは 4 週に 1 回、妊娠24週から35週までは 2 週に 1 回、妊娠36<br>週から出産までは 1 週に 1 回、産後 1 年以内は医師等が指示する回数 |
| 母子保健健診休暇         | 2 回まで合計10日以内                                                                           |
| 妊娠症状対応休暇         | 産前産後を通じ16週間（多胎妊娠の場合は24週間）の範囲内                                                          |
| 産前産後の休養          | 2 日（出産前後 3 週間以内）                                                                       |
| 出産介護休暇           | 1 年度に 5 日以内（対象が 2 人以上の場合は10日以内）※ 9 歳に達した後、<br>最初の 3 月31日まで                             |
| 子どもの看護休暇         | 勤続10年・20年は 3 日、30年は 4 日                                                                |
| リフレッシュ休暇         | 年 1 回、2 日以内                                                                            |
| 人間ドック休暇          | 7 月～ 9 月の間で 5 日                                                                        |
| 夏季休暇             | 介護休暇の初日から 2 年間に限り 3 回まで 通算180日                                                         |
| 介護休暇             | 1 年度に 5 日以内（対象が 2 人以上の場合は10日以内）                                                        |
| 短期の介護休暇          | 疾病または負傷のため療養する必要があり、勤務をしないことがやむを得<br>ないと認められるとき（90日の範囲内）                               |
| 病気休暇             |                                                                                        |

（3）病気休暇・介護休暇・育児休業の状況

| 病気休暇 | 介護休暇 | 育児休業 |     |
|------|------|------|-----|
|      |      | 女    | 男   |
| 161人 | 6 人  | 119人 | 4 人 |

〈4〉 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分で、地方公務員法第28条に規定されているものです。

懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復を目的として行われる処分で、地方公務員法第29条に規定されているものです。

（1）分限処分

| 種 類  | 延べ件数 |
|------|------|
| 病気休暇 | 178件 |
| 刑事休暇 | 0 件  |

（2）懲戒処分

| 種 類 | 延べ件数 |
|-----|------|
| 免 職 | 0 件  |
| 停 職 | 0 件  |
| 減 給 | 0 件  |
| 戒 告 | 2 件  |

〈5〉 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

| 種 類        | 延べ件数 |
|------------|------|
| 営利企業等の従事許可 | 81件  |

〈6〉 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）職員の研修の状況

常に市民のニーズを正確にとらえる視点を持ち、高い専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

| 研修の種類 | 修了者数    | 備 考                          |
|-------|---------|------------------------------|
| 独自研修  | 延べ5848人 | 職層別研修・実務研修・専門研修等             |
|       | うち233人  | 自動体外式除細動器（A E D）講習受講者        |
| 派遣研修  | 延べ1255人 | 東京都市町村職員研修所・東京都職員研修所・大学院等へ派遣 |

（2）勤務評定の実施状況

職員の勤務評定は、条件附採用期間（採用の日から 6 か月間）の職員が正式採用になるための判定、主任・係長・管理職選考等の可否の判定並びに昇給の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

| 種 類       | 人 数  |
|-----------|------|
| 条件附採用     | 177人 |
| 昇任        | 323人 |
| 勤務成績による昇給 | 533人 |

〈7〉 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の保健に関する事項

職員の健康の保持増進のため、健康診断やそのフォロー等のため健康相談を実施しています。

①主な健康診断の実施状況

| 種 類    | 人 数   |
|--------|-------|
| 定期健康診断 | 3055人 |
| 大腸検診   | 1857人 |

②健康相談の実施状況

| 相談者     | 延べ人数  |
|---------|-------|
| 医師      | 534人  |
| カウンセラー  | 246人  |
| 栄養士・保健師 | 1066人 |

（2）公務災害及び通勤災害の認定件数

| 種 類  | 延べ件数 |
|------|------|
| 公務災害 | 23件  |
| 通勤災害 | 3 件  |

（3）町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。事業は、会員の会費（給料月額0.5%）と市の交付金（給料月額0.3%）で運営されています。

| 会員数                    | 事業内容                                                                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 3041人<br>(2011年4月1日現在) | 給付事業（慶弔費等）<br>健康体育事業（スポーツ大会等）<br>文化教養事業（文化祭等）<br>福利厚生事業（人間ドック利用補助等） |

〈8〉 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約により市及び一部事務組合で共同して「東京都公平委員会」を設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため、処分庁とは異なる第三者機関・中立機関として業務を行っています。

| 項 目             | 延べ件数 |
|-----------------|------|
| 勤務条件に関する措置の要求   | 0件   |
| 不利益処分についての不服申立て | 0件   |
| 苦情処理            | 0件   |